

## 「奈良県中小企業技術開発促進補助制度」 の技術開発計画が募集される

中小企業者が新製品や新技術に関する研究開発を行おうとすればまとまった費用がかかるうえに必ずしも成功裡に終わるとはいえない。リスクを恐れるあまり、消極的になっている企業も少なくない。そこで、リスクを伴う技術開発に要する費用の一部を県が補助することによって、企業側のリスク負担を軽減し、製品の高付加価値化、新分野進出等を円滑化する目的の制度が「奈良県中小企業技術開発促進補助制度」である。

本制度は毎年この時期に募集されており、平成 16 年度においても補助金の対象となる開発計画を行う中小企業者を広く募集している。本制度を有効に利用することで、中小企業の新製品・新技術への積極的な研究開発が期待されることである。

< 具体的な内容は以下の通り >

### 補助制度の目的

中小企業が行うリスクを伴う技術開発に要する経費(補助対象経費)の一部を奈良県が補助することにより、中小企業の技術開発を促進し、技術改善を図り、製品の高付加価値化、新分野進出等の円滑化を支援することを目的としている。

### 補助対象者の要件等

主たる事務所が奈良県内にあり、かつ研究開発を県内で実施する中小企業者。  
その他(詳細については問い合わせが必要)

### 補助対象となる計画

自らが実施する新技術に関する研究で平成 16 年 6 月以降に着手し、平成 17 年 2 月末までに完了する具体的な計画。

### 補助対象経費

本補助金制度では、事業遂行に必要とされる費用のうち以下のものが補助対象となる。

経費区分	内 容
原材料費	研究及び試作用の原材料・副資材の購入経費
機械装置費及び工具器具費	機械装置・工具器具の購入・試作・改良及び借用をした場合の経費 測定・分析・評価等のための機械装置の購入については 50 万円未満のもの。
外注加工費	原材料等の再加工及び設計等の外注に要する経費 技術開発そのものを外注すると、補助事業者の要件に該当しなくなる。
技術指導の受入れ費	工業所有権の導入に伴う技術指導及び外部からの技術指導に伴う経費。
直接人件費	研究開発に直接関与する従業員(予め指定した者)の直接作業時間に対する経費(ただし、別途「中小企業創造活動促進法」の認定を受けている場合に限る。)
その他	仮設の構築物など

【注：平成 15 年度の内容であり、場合によっては変更される可能性がある】

### 補助率等

補助対象経費の3分の2以内で、原則として1企業当たり100万円から1,000万円程度

### 受付期間

平成16年1月13日(火)から1月23日(金) 午後5時まで(郵送の場合必着のことまたは持参)

### 提出書類

技術開発促進補助金に係る技術開発計画書

申請を行う会社の決算報告書(最近の3決算期に関する貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書)

申請を行う会社の定款

仕様書・見積書

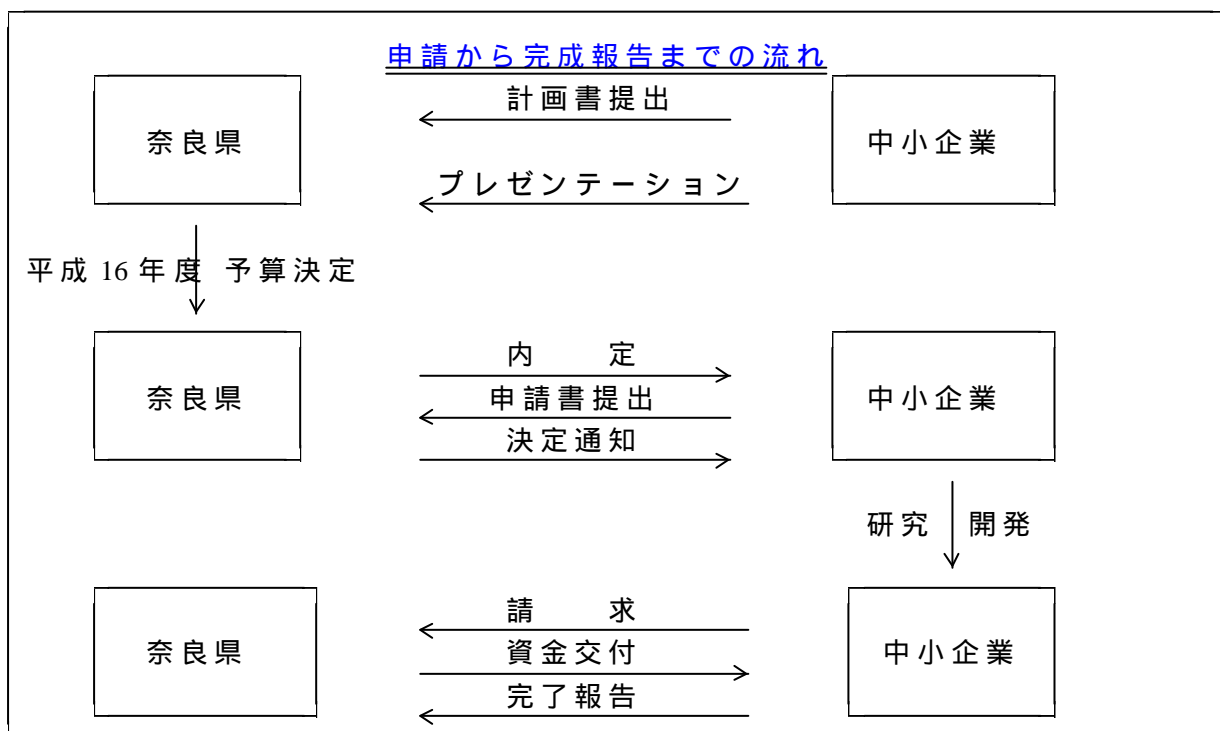
県税に滞納がないことの証明書

### 提出先

奈良市登大路町30番地 奈良県商工労働部中小企業課工業振興係

なお、当該補助制度の詳細については、県の平成16年度予算成立後に確定するので、内容が変更される場合がある。

また、国の承認等の関係で必ずしも6月から研究開発に着手できるとは限らない。



問い合わせ先 : 〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県商工労働部中小企業課工業振興係

0742-22-1101 (内線 3536) 宮崎、大仲

(平成16年1月5日以降は 0742-27-8807 <直通>)